

『特別の教科 道徳』におけるジェンダーの問題について

——『正法眼蔵』を教材 (subject-matter) として考える——

永 井 俊 道

はじめに

第二次世界大戦による敗戦後の日本において、女性とは日本国憲法の下で男性と平等の地位を得たのである。このことは、あくまでも法の下での建前であって、現実の社会において、また真の意味において、平等となつたわけではない。確かに、近年の日本社会における女性の活躍には隔世の感があるかも知れないが、世界経済フォーラムの報告書によれば、二〇一九年版の「ジェンダーギャップ指数」つまり「男女格差」は、調査対象の一五三カ国中、日本は一二一位と二〇一八年の一一〇位から十一も順位を下げ、過去最低の順位となり、主要七カ国で最下位であった。^[1] この指数は、「ジェンダー間の経済的参加度および機会」・「教育達成度」・「健康と生存」・「政治的エンパワーメント」の四種類の指標を基に格差を算定し、ランキング付けされている。このように見てみると、日本における女性の社会進出や男女共同参画社会の実現はま

だまだ課題があるといわざるを得ない。その理由の一つとして考えられ、日本の社会に大きな影響を与えてきた宗教とその思想と社会との関わりについて考えたい。

宗教とジェンダーの問題点として、宗教の父権性の問題があげられよう。例えば、キリスト教で女性差別の問題について論じる場合、「キリスト教の父権性」について取り上げられる。母神宗教を克服して出現した父権の一神教であるユダヤ教やキリスト教では、唯一神を「父なる神」として、男性優位の理論の柱としたという指摘である。^[2] 同じように仏教においても父権性が認められるという。源淳子は、慈母の概念について「作為的な母性神話に束縛された女性の悲劇」であるとし、『慈母』が母性の女性像であるという特色は日本のものである。そして日本の女性はこの母性幻想に縛られて息詰まる思いをしたり、逆にこの幻想に酔うことで、母性的なものを発揮できない女性をさげすんで女性が女性を分断した^[3]と指摘している。この点について、岩瀬真寿美は、「日

本においては、女性は女性のままでは社会に認められず、慈母になってはじめて認められるという考え方を女性自身が内面化してきた。地獄や不浄という概念によって女性を徹底的におとしられて、そこから救われるためには、女性は母になって立派な息子を育てる生き方しか選べないというイデオロギーが形成されてきた。母は息子を立派に育てあげることによってのみ救われることができ、それが娘であっては救われない。ここに日本の父権的文化と根強く結びついた仏教思想を見て取ることができる」とし、日本的な文化と仏教が結びつくことにより女性に内面化されてきた父権性について指摘している⁴⁾。

本稿においては、ジェンダーの問題について、「特別の教科 道徳」の中で、どのように授業展開していったら良いかについて考える機会としたい。まず、第一に「特別の教科 道徳」の『中学校学習指導要領』と教科書の中で、ジェンダーの問題がどのように取り扱われているのか考える。第二に、仏教におけるジェンダーの問題として女性差別に関わる思想についてどのように扱うべきか考える。そして、第三に『正法眼蔵』の記述からジェンダーの問題を考える。特に、第二・第三の点については、教育基本法（平成一八年一月二二日公布・施行）に示されているように、「宗教に関する一般的な教養」の範囲となるよう心がける必要がある。また、ジェ

ンダーの問題は、仏教学・キリスト教学の中で長い間議論されてきた根柢の問題であるが、本稿ではあくまでも『特別の教科 道徳』を担当する者としての「宗教に関する一般的な教養」の教授概念検討にそなえる範囲での記述に止める。

一、「特別の教科 道徳」とジェンダーの問題

「特別の教科 道徳」の『中学校学習指導要領』によると、「正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること」という学習内容に関して、小学校の第5学年及び第6学年において、「公正、公平、社会正義」の項目の中で、「誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること⁵⁾」とある。『学習指導要領解説』によれば、「公正さとは、分配や手続の上で公平で偏りがなく、明白で正しいことを意味する。公平に接するためには、偏つたものの見方や考え方を避けるよう努めることが大切である⁶⁾」としている。そして、「よりよい社会を実現するためには正義と公正さを重んじる精神が不可欠であり、物事の是非を見極めて、誰に対しても公平に接し続けようとすることが必要となる。また、法やきまりに反する行為と同様に、自他の不公正に気付き、それを許さないという断固とした姿勢と力を合わせて積極的

に差別や偏見をなくす努力が重要である」としている。

ここで述べられている差別と偏見の中には、伝統的な男女間における性差の考えに基づく偏見や差別の問題も含まれている。現在の社会においては、「男女共同参画社会」の実現が大きな課題となっているが、その実現にはなかなか近づいていないのが現状である。ここに、学校教育の柱である『学習指導要領』中に、男女の性差・伝統的な男女観などのジェンダーに関わる問題を考える機会を持つことの必要性が示されていると考えられる。

次に、「公正、公平、社会正義」の項目の指導の要点として、「学年が上がるにつれ、社会の在り方についても目を向け始め、現実の社会における矛盾や葛藤、さらに、差別や偏見といった社会的な問題を見いだすこともある」とし、さらに、「この世の中から、あらゆる差別や偏見をなくすように努力し、望ましい社会の理想を掲げ、正義が通り、公平で公正な社会の実現に積極的に努めるよう指導する必要がある。なお、正義の実現を目指す社会の在り方について考えることは、社会科における公民的分野の学習や、特別活動における集団生活の向上についての学習とも関連させ取り組むことが求められる」としている。

この部分にも、あらゆる差別と偏見を社会からなくすための努力と、望ましい社会の理想を目指す必要性が示されている。

『特別の教科 道徳』におけるジェンダーの問題について（永井）

る。ここで述べられている「望ましい社会の実現」の一つが、男女共同参画社会ということになる。学校教育の中で、ジェンダーの問題を学習する重要性がここにも示されていると言えよう。そして、このような社会の実現を目指すために、「特別の教科 道徳」の授業だけでなく、「社会科における公民的分野の学習や、特別活動における集団生活の向上」なども連携して学習していく必要性を示している。現実的には、「自由・平等」等についての、社会科における公民分野の学習に加え、歴史分野における学習も関連付けて考える必要もあろう。

次に、「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」という学習内容に、「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」という項目があり、「第5学年及び第6学年」においては、「我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと」とある。ここでいう「郷土」とは、「自分の生まれ育った土地ないし地理的環境のこと」であり、「伝統」とは次のように記されている。

長い歴史を通じて培い、伝えてきた信仰・風習・制度・思想・学問・芸術などのことであるとともに、特にそれらの中心をなす精神的な在り方のことである。「文化」とは、人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果を指し、衣食住をはじめ技術・学問・芸術・道徳・

教科書の選定が行われる年にあたり、本稿で取り上げている教科書の内容が改編され、一部差し替えられているものもあるが、現在の状況と大きく変化しているとは言えない。本稿では現在、学校教育現場で使用されている教科書についての問題として取り上げていることを断っておきたい。

現在、学校現場で使用されている道徳の教科書の内容から、ジェンダーに関する内容を見ていくと、いくつがの問題点が見えてくる。教科書が扱っている教材の記述内容や表現の中に、女性の自己犠牲や絶対的な服従が美化されているように読み取れるものが含まれていること、かつての日本に見られたジェンダーバイアスが強調された記述や表現が一部に見られるという点であろう。これらは、道徳の教科書の教材に、ジェンダーの視点が欠けていること、さらに現代社会の問題であるLGBTなどの問題が意識されていないことなどがあげられよう。

具体的には、教科書に取り上げられている教材全体を通して、ジェンダーについて考えるべき点として、制服の描き方がある。男子生徒はズボン、女子生徒はスカートとして、挿し絵や文章に描かれている。現在の学校においては、女子生徒の制服はスカートが圧倒的とはいえず、スカートを着用することに抵抗を感じるという生徒のためにパンツ型の制服を準備している学校も多くなっている。このような社会の変化

を見た場合、教科書作成者側の意識として、女子生徒はスカートというイメージが強いのではないかと考えられる。このような作成者側の意識は、生徒に視覚的に、あるいは心情的に伝わり、価値観を一方的に押しつける可能性がある。同じように、男子生徒と女子生徒の教材上の取り上げ方にしても、作成者側にこれまでの伝統的な価値観が反映しているのではないかと思われる部分がある。

また、多くの教科書会社は、スポーツを題材とした教材を採用している。パラスポーツを取り上げている教材は多いとは言えないが、どの教科書会社でも採用し、陸上・バスケットボール・テニス・水泳・カヌーなどさまざまな競技が取り上げられ、登場する人物も、男性・女性に偏っているとは言えない。ところが、どの教科書会社も扱っているパラスポーツ以外のスポーツを題材とする教材の多くは、野球とサッカーで活躍した選手を扱ったものである。現役の水泳選手を題材とした教材も見られるが、野球とサッカーにあまりにも偏ってはいないかという問題が浮かんできくる。当然、取上げられる登場人物も男性ということになる。女性が登場するのは、バレーボールの場合が多い。

確かに知名度が高く、スポーツを通して直面する困難を乗り越えていく姿には、人々を感動させ、力づけるものがあることは間違いないが、道徳の教科書で学ぶ生徒の半数は女子

生徒であり、また全ての男子生徒が野球やサッカーに興味を持っていくわけでもない。繰り返し教材に登場する人物が、野球とサッカーに偏ってしまうのは、生徒の学ぶ意欲という面で改善する必要はないだろうか。また、教科書作成者側にそのような意図はないだろうか。知らず知らずのうちに生徒のなかに、スポーツ（あるいは社会）で成功するのは男性ばかりかという意識がうまれ、女性の社会進出・貢献という考え方にマイナスのイメージを与え、男女共同参画社会の実現に影を落とすことにはならないだろうか。何気ないところから、生徒に男女の性差による社会での活躍度の違いを感覚的に植え付けることにもなりかねない。学校が採択している教科書の三年分の教材をよく吟味して、適宜指導しながら授業展開を考える必要性もあろう。

スポーツに関する教材については、この他にも教材に描かれている何気ない描写の中にも、男女の性差が特徴的に描かれる傾向が見られる。児童・生徒の所属する部活動は、男子の場合はやはり野球・サッカー部が多く、友達同士の遊びの中でもこの二競技がほとんどを占め、女子生徒の所属する部活動はスポーツではバレーボールやテニス、その外には合唱部・吹奏楽部・文芸部などが多い。

おそらく、このような部活動などを通して表現される男女の姿は、伝統的な日本の男性像・女性像から来ているものと

考えられる。男性は激しい運動を通して肉体的にも、精神的にも成長することが期待され、女性に対しては、文学や芸術的な活動を通して、しとやかな女性として内面的な成長を期待しているのではないだろうか。このことから、サッカー選手のファンであることに追い目を感じる女子生徒の姿や、ショートカットでスポーツ万能で自分を「ぼく」という女子生徒を仲間はずれにするクラスの姿が描かれる。これらは、テーマとは異なるメッセージを発することにほならないだろうか。男子では、プレゼント交換のために自分でマフラーを編んで準備し、友達に受け取ってもらったあとに、そのマフラーを編んだのは自分だと話したとたんに、みんなから嘲笑の対象にされたと感じる姿が描かれる。教材自体が伝えようとしているテーマは素晴らしいが、テーマと違う部分に男女共同参画社会の実現や男女平等・個性の尊重の流れとは逆に捉えられかねない部分があることにも注意する必要があるう。

次に、道徳の教科書に記される母親像の問題がある。主人公の子ども時代を振り返る際に、多くの教材で同様の母親像が描かれる。一家の大黒柱である父を亡くした母が、あるいは離婚した母が、自己を犠牲にして子どもである自分のために昼夜を問わず働き育てる姿である。経済的に苦しい家庭環境の中で育った主人公の今を描き、その母への感謝の気持ち

とそれに報いるために努力してきた主人公と今の自分があるということ語る教材である。当然テーマは、母親の姿ではないし、父親を失った家庭の現実を描かれた通りである。しかし、あらためて注意して読めば読むほどに、ややもすると家計を支えるのは父の役割で、父の存在がなくなった場合には、母は子どものために全てを犠牲にして、子どもを育てるのが当たり前であるという母親像の押しつけはないであろうか。このような根底に、かつての「男は外で働き、女は家を守る」、あるいは「男はハウスをつくり、女はホームをつくる」というような考え方や、父権的な家族像があるのではないだろうか。同じことは、夫婦を扱った教材でも見られる。夫の生き方に従い、自分の思いを抑えて従順に夫に尽くす妻の姿が描かれる。「妻は夫に従い」的なイメージは、教科書の作成者側にならないのだろうか、家庭における「男尊女卑」とも取られかねないイメージと結び付くことは、男女共同参画社会を目指すうえでマイナスとなろう。

現在使用されている教科書の中で、二社がLGBT(SOGI)についての教材を取上げている。現代の社会情勢からすると当然のような気もする。潜在的に多いといわれているにもかかわらず、社会の中では近年まで取り上げられることのなかった、マイノリティーの人々への視点である。しかし、この視点から教材に取り組める教員がどれだけいるであろう

『特別の教科 道徳』におけるジェンダーの問題について(永井)

か。むしろ、伝統的な価値観にとらわれた教員が多いと考えられる。そうした場合に、これらの教材が伝えたいテーマが、生徒に伝わるのであろうか。近年、広く受け入れられてきているLGBTの視点にたつて、授業を展開できる教員の育成も必要であろう。そのためにも、教員研修に積極的にLGBTをテーマとして取り上げ、知識と理解を広める必要がある。こうした努力により、初めて「多様な性」を受け入れる社会の実現につながるのではないかと考える。

道徳を担当する教員・教科書作成者など教育関係者の意識の中に、偏見や差別の解消という漠然とした意識はあっても、ジェンダーに関する問題点について、積極的に取り組もうという意識が希薄なのではないだろうか。

二、仏教における「女性」性の否定

「特別の教科 道徳」を考える場合、『学習指導要領』に記されている「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」の項目に注目する必要がある。この項目で学習する内容は、「我が国の郷土や伝統と文化を大切に、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと」とある。当然のことではあるが、「我が国の郷土や伝統と文化」は、長い歴史の中で培われ、日本の宗教とも深く結びついている。人々の生活に今

日まで影響を及ぼし、人々を導いてきた宗教の役割、宗教が直接的間接的に人々の生活面で果たしてきた役割などを考えると、日本における現代的なジェンダーの問題についても、宗教との結び付きについて考えざるを得ない。そして、長い間、日本の伝統や文化に大きな影響を与えてきた宗教の一つに仏教があったともいえる。

仏教を開いた釈迦の教えはそれぞれの時代の中で、あるいはそれぞれの伝来地において、方便的に都合よく解釈され、人々を精神的に拘束する考え方として流布したという側面もある。このことが、日本の社会において男女平等の考え方を根づかせることのできなかつた原因とも考えられる。仏教学の分野においては、古くから仏教が抱える女性差別の問題について、仏教は男女平等の立場をとるとする見解と、仏教には女性差別の意識が強いとする立場に分かれ、多くの議論が行われてきた。本稿では、そのような立場に立って論ずるのではなく、単純に仏教の持つ女性差別に関する思想について紹介し考えていきたい。それでは、一般に仏教が女性を差別的に見ていると指摘される具体的な仏教思想について示し、ジェンダーの問題との関わりについて考えたい。

仏教が女性に差別的であるとする考え方は、「法華経」の提婆達多品や古代インドのマヌ法典の中に出てくる考えであることはよく知られている。前者には「女人五障説」や「変

成男子説」があり、後者には「三従説」の原型があるとされている。この他にも、「女人結界」というような仏教思想があげられる。

それでは、仏教の女性差別を助長してきたとされる四つの考えについて確認しておきたい。

(1) 女人五障説

女人五障説とは、「女性は生まれながらにして、梵天王、帝釈天王、魔王、転輪王、仏になることができない」とする説である。「女人五障説」とあるが、「五障」とは何かということになる。文字通り男女相の違いによって、明らかに女性は悟れないとする考えであり、女性を差別する考えだとする意見もある。逆に、初期仏教経典や大乘仏典では、「悟りを妨げる迷いや煩惱」を意味すると考えられている。つまり、女性が「五障」を用いるのは、真理の完成者である仏に対して、自分は未完成な存在であると懺悔するためであり、女性を差別するための考えではないとする意見もある。しかし、一般的に考えると、男性は全てのものになれるのに、女性にはなれないものがあると説いている点からも、女性は男性と厳格に分けて考えられており、女性を差別的に扱っていると言える。

(2) 変成男子説

変成男子説についても、それが女性差別的であるとする

見解とそうではないとする見解に分かれる。変成男子説とは、「女性は男性に変化することによって成仏することができる」と説く考えである。女身として成仏できない。つまり、女性のままで成仏を許さない点から、根本的には女性差別的であるという批判がある。逆に、男女に関係なく誓願を立て、利他行を実践することが大切であり、龍女のように菩提心を発せば、女身成仏が実現できるとする点から、女人五障説や次の三従説のように直接的な女性差別とは見られないとする意見もある。女性に生まれたからこそ女性の苦悩を理解することが可能となり、女性を救うことができるという視点の配置換えの思想である。それによって、女性としての自己の苦悩から視点が転じられ、他者救済への原動力としての自己意識が変わっていった。仏教擁護の立場からすれば、変成男子説は全く女性差別的なものではなく、むしろ女性差別を乗り越える理論として積極的に評価されており、この見方こそが仏典の文脈にかなうとする考えもある。しかし、この思想も一般的には、女性は男性に変わって初めて成仏できるとし、女性より男性を上位とみている点から、女性を差別的に扱っているといえる。

(3) 三従説

三従説の三とは、親、夫、および子どもを指す。この思

『特別の教科 道徳』におけるジェンダーの問題について(永井)

想は、女性が幼いときには親に従い、結婚後は夫に従い、老いては子どもに従うべきことを説くもので、女性は常に男性の支配下に隷属するものであるとされ、三従の身であると定められ、女性が聖なる宗教領域から排除されたとする。「三従の教え」ともいわれるが、これはマヌ法典に載っていて、仏教独自の考えではないが、インドで仏教にも取り入れられて経典にも出てくるとされている。日本では、儒教の教えであるとされがちであるが、早い時期から日本の仏教の考え方の中に取り入れられていた。女性は、男性に従属しなければならぬということと自体、女性差別的であるとされている。

(4) 女人禁制・結界

仏教における女性差別を目の当たりにできる事象として、「女人禁制」・「結界」があげられる。仏教の場合、女性そのものを穢れとし、聖地から結界し、救いの対象からも外していったのである。神仏習合という動きの中でこのことでもあるが、仏教の側には女性を完全に否定したという側面を持つ。このような状況の中で、仏教を通して女性自身が、女性であるという理由から自身を厭い、自身を罪なる身として自覚していくことになる。このことが長く日本の女性の社会進出を阻んできたともいえよう。

これらの考え方は、仏教が日本に伝えられてから広まっていく過程の中で、日本独自の発展を遂げてきたとも考えられる。例えば、日本の仏教における女性差別については、「不浄観」が強く打ち出されているとも言われる。これは、日本獨特の宗教である神道との関係によると考えられる。仏教伝来以前から存在した神道において、女性に関する不浄観が存在した。後世に成立し現在に至る神社神道においても、触穢と称して、穢れに接したら神社参拝や神事に関われないとされた。全体と関わるものとしては家族の死も穢れの対象となり、一定期間神事に関わることができないとか、はばかるということが現在でも見られる。このことについては、穢れているものは清浄になるまで神事には関われないという物忌令の形で定められたりもした。ただ、神道における穢れについては、期間が決められ、その期間が過ぎると神社参りなども可能となるなど、仏教とは異なる面も持っている。

このように、仏教には女性を否定するような思想が説かれているにもかかわらず、なぜ女性の信者がいたのかということを考える必要もある。これまで見てきたように、それぞれの思想には、異なった見方がある。時代や地域により人々は同じ思想を異なった解釈により都合良く利用してきたのではないだろうか。

これに対して、仏教は女性に対して差別的ではないとする

考えもある。女性差別は上座部仏教の時代に修行僧によってつくりだされたものであり、初期仏教や大乘仏教には全く見られないとする。釈迦が生まれた当時のインド社会においては、女性ははなはだしく蔑視されており、このような社会において、釈迦が女性の身ならずあらゆるカーストに対して徹底した平等を説いたことは画期的であったとする。「テーリーガーター」⁶⁾からは、「わたしは安らぎを得ました」「わたしの心は解脱しました」「わたしはブッダの教えをなしとげました」など、自らの覚の体験を誇って語る尼僧たちの姿を読み取ることができる。したがって、少なくとも初期仏教においては、覚が男女間で平等であったと見ることができるところが釈迦の滅後、バラモン教的な女性観などの浸透と並行して、女人五障説と三従説に代表される差別思想を部派仏教が導入したとされる。

また、『涅槃経』の主題である「一切衆生悉有仏性」に見られるように、「衆生」は「一切」が「平等」に「仏性」を持つことを説いている。ここには、男女の性差はなく、全てに仏性があるということになり、平等観が示されている。仏教は、貪着を苦悩の源泉と捉える宗教であり、この貪着を多く持つ者として女性が捉えられていた。貪着を比喩的に示すものとして仮に使用されたのが女性という概念であっただけであり、女性全てが貪着を持つ存在であるとは仏教は言って

いない。仏教は本来、男性女性の別にかかわらず、貪着を無くすことができれば救われると説いている。仏教的な考えによれば、女性差別による苦悩を取り除く方法は単に女性自身の貪着を無くすことによる。そこで、女性差別を乗り越える方法として、貪着を無くす道を「四諦」と「十二支縁起」で示していくのである。

これまで示した考えの中に、後に女性差別に結びつく原因があったのである。近代以前の日本においては、人々は社会や地域において自分に見合った役割の中で生き、お互いが関わり合いながら社会が成り立っていた。そのような社会の中で、女性は男性とは対等ではないということを理解しながら生きていたのである。「男女は平等でなければならない」という考え方は、「近代思想」として明治以降の日本の思想の発展の中で一般化し、古来から伝えられてきた仏教思想などをもとにした社会と対立する形で表面化してきた。「女人五障説」・「変成男子説」は、日本における歴史的な視点に立つて考えれば、女性差別的な思想として社会的に大きな影響を与えたことには違いなからう。そして、明治以降の近代化の中で西洋啓蒙思想が広まり、より女性差別との関わりにおいて語られるようになったと考えられる。

三、『正法眼蔵』に見られるジェンダー論

「特別の教科 道徳」の授業に、「宗教に関する一般的な教養」として、鎌倉仏教の開祖のひとりである道元の考え方を教材に取り込むことを考えてみたい。前節で触れたように、道元が『正法眼蔵』を著わした鎌倉時代には、經典などに記された女人劣機・女人后機・五障三従・変成男子などの思想が広く受容されていたと考えられる。そのような中で、道元は、『正法眼蔵』の中で独特の男女観を示した。道元の男女観は、時の仏教勢力の迫害を避けるため、『正法眼蔵』を著わした当初と晩年では変化したとの指摘もある。しかし、鎌倉時代の男女観として、稀ともいえる男女平等を説く考えについて触れていきたい。道元が『正法眼蔵』の中に記している記述は、当然当時の鎌倉時代に女性が置かれていた立場を反映して書かれたものと考えられ、『正法眼蔵』に触れることにより鎌倉時代の社会の中で、女性がどのような立場におかれていたのかを考えることもできる。

道元の男女観を明確に記しているものとして、『正法眼蔵』の「礼拝得髓」があげられる。「礼拝得髓」を中心に『正法眼蔵』に見られる道元の男女観を見ていくが、まず「辨道話」に示された道元の男女観についての言葉を見ていきたい。

【資料一】

とうていはく、この行は、在俗の男女もつとむべしや、ひとり出家人のみ修するか。

しめしていはく、祖師のいはく、仏法を会すること、男女貴賤をえらぶべからずときこゆ。⁽¹⁵⁾

【資料一】では、道元は、「仏法を会すること」においては、男女の性差や身分の貴賤は関係ないと述べている。仏道修行においては、男女に差はなく、平等と言うことである。当時の仏教界では、女性を男性と同等とは見ていないが、道元は、仏道の世界において男女に差はないと宣言したものであり、仏教思想が社会に影響を与えていたであろう時代に、女性にとつてどれだけの救いとなったであろうか。このように、鎌倉時代に道元は、男女分け隔てのない立場で、仏道を広めようとしている。このように、教科書には道元の著書名のみしか示されていない『正法眼蔵』の内容について、教師が触れ、解り易く読み下して、教材として生徒に提供することは、「宗教に関する一般的な教養」として認められる範囲であろう。道元の示した優しい言葉を教材に取り込み、男女平等について考える授業につながればと考える。

【資料二】より具体的に道元の男女観を示したものが、「礼拝得髓」の巻である。いくつかを見ていきたい。

【資料二】

修行阿耨多羅三藐三菩提の時節には、導師をうることも

ともかたし。その導師は、男女等の相にあらず、大丈夫なるべし、恚魔人なるべし。⁽¹⁶⁾

【資料二】では、阿耨多羅三藐三菩提を修行する時には、導師を得ることが最も難しいとする。ただし、その導師は、男だ女だというような相（かたち）ではなく、本心に立派な人で、無上菩提に通じている人であるに違いなしとしている。導師についても、男女は構わないとし、特に男女の性差は関係なしとしている点から、男女平等の立場に立っていると考えられる。

【資料三】

いはく、法をおもくするは、たとひ露柱なりとも、たとひ燈籠なりとも、たとひ諸仏なりとも、たとひ野干なりとも、鬼神なりとも、男女なりとも、大法を保任し、吾髓を汝得せるあらば、身心を床座にして無量劫にも奉事するなり。身心はうるごとやすし、世界に稲麻竹葦のごとし、法はあふことまれなり。⁽¹⁷⁾

【資料三】では、法を重くするということは、露柱・燈籠・諸仏・野干・鬼神・男女であっても、無上の大法を身につけて（保任して）、吾髓を汝得して、師から法の真髓を伝えられている人がいたら、自分の身心を床とも席ともして、無量劫にお仕えする（奉事する）のである。身心は得ることはたやすく、法は巡り会うことが少ない。この中にある「男女なりと

も」という部分に、男女の性差に関係なく仏法を身につけた人であればよいということになり、男女の相を問うことをしていない。この部分に、男女平等に仏道を広めようという道元の意志を感じる。

【資料四】

われは僧正司なり、得法の俗男俗女を拜すべからず、われは三賢十聖なり、得法せりとも、比丘尼等を拜すべからず、われは帝胤なり、得法なりとも、臣家相門を拜すべからずといふ。かくのごとくの癡人、いたづらに父国をはなれて他国の道路に跨躡するによりて、仏道を見聞せざるなり。

【資料四】では、私は僧正司という役目にある者である。得法している在俗の男女を礼拝することはできない。わたしは、三賢十聖である、得法しているからといって、比丘尼などを礼拝することはできない。わたしは、帝王の血筋のものである。得法の人であっても、臣下の家柄、宰相の家柄のものを礼拝することはできないという。このような愚かな人は、父の国を離れて他国を歩き回ったとしても、真実の仏道を見たり聞いたりすることはないのである。ここでも、僧正司であっても、得法しているからといっても比丘尼を礼拝できないと述べている者を、愚かな人と呼んでいる。得法した人物であれば男女を問わず、等しく礼拝の対象であると言うこと

『特別の教科 道徳』におけるジェンダーの問題について（永井）

である。

【資料五】

師云、「いかならんかこれ山中人。」

末山いはく、「非男女等相」。

師いはく、「なんぢなんぞ変ぜざる」。

末山いはく、「これ野狐精にあらず、なにをか変せん」。

師、礼拝す。

【資料五】は、志閑と末山の間答の一部である。

志閑がいった。「山中の人ほどのような人か」。

末山がいった。「男だ、女だという相（すがた）の問題ではない」。

志閑がいった。「あなたは何で変じないのか」。

末山がいった。「野狐の精ではないのに、なにを變じるのか」と。

志閑はここで末山に礼拝した。

この問答で重要なのは、「男女の相（すがた）は問題ではない」という点と、法華經の提婆達多品の龍女や維摩の室である天女は、男子に身を変じたことに関して、女性である末山に対して男子に変成しないのかという問いに、何で變じる必要があるのかと答えるところであろう。ここでは、男女に差はないということに加え、狐の精でもないのに何に變じよというのかと、女性は男性に變じて初めて成仏するという變

成男子説が、当時一般に広まっていたにもかかわらず、変成男子説に否定的な立場に立っていたことを示している。

【資料六】

妙信尼は仰山の弟子なり。仰山とときに廨院主を選するに、仰山、あまねく勤旧前資等にとふ、「たれ人かその仁なる」。

問答往来するに、仰山ついにいはく、「信准子これ女流なりといへども大丈夫の志気あり。まさに廨院主とするにたへたり」。衆みな応諾す。

【資料六】は、妙信尼は仰山の弟子である。仰山があるとき廨院主を選ぶにあたり、先輩たち（勤旧前資等）に、「廨院主には誰がふさわしいか」と尋ねた。しばらく、問答が続いたが、仰山が「妙信准子は女流であるが、大丈夫の志がある。まさに廨院主に任命するのにふさわしい。」といったところ、みんなが承諾したとある。ここでも道元は、仏道の世界において男女に役職上の差はなく、妙信准子を女性でも活躍した例として示している。

【資料七】

しかあるに、村人の身心に沈溺せらんは、かたくなにして、世俗にもわらひぬべきことおほし。いはんや仏法には、いふにたらず。又女人および師姑等の、伝法の師僧を拜不肯ならんと擬するもありぬべし。これはしること

なく、学せざるゆゑに、畜生にはちかく、仏祖にはとほきなり。

【資料七】

では、村人で見た目の身心（男女の相）にとらわれている人は、頑固で世俗においても笑つてしまいそうなことが多い。ましてや仏法においては、言うにもあたらない。また、女人や師姑（経験ある尼僧）等が、法を伝えている師僧を、拜せうとしないと疑うこともあるにちがいない。これでは、真の仏法を知ることがなく、学ばないので、畜生に近く、仏祖には遠いのである。つまり、男女の見た目などの性差にとらわれている者は、真実を見極めることができないうことである。男女の性差ではなく、個人の人格・力量をきちんと見極めることが大切だということになる。

【資料八】

男児なにもてか貴ならん。虚空は虚空なり。四大は四大なり、五蘊は五蘊なり。女流も又かくのごとし、得道はいづれも得道す。たゞし、いづれも得法を敬重すべし、男女を論することなかれ。これ仏道極妙の法則なり。

【資料八】

では、男児が何で尊いことがあるのか。虚空は虚空であり、四大は四大であり、五蘊は五蘊である。女流もその通りであって、得道は男女ともに得道する。男女とも得法という真実だけを敬い重んじなさいと示している。男か女

かを問題にしてはいけない。これが仏道の優れた法則である
とある。つまり、仏道では男女の性差を問題にしない、男女
平等の視点に立っているのである。

【資料九】

又、イマ至愚ノハナハダシキ人オモフコトハ、女流ハ貪
婬所対ノ境界ニテアリトオモフコ、ロヲアラタメズシテ
コレヲミル。仏子如^レ是アルベカラズ。婬所対ノ境トナ
リスベシトタイムコトアラバ、一切男子モ又イムベキカ。
染汚ノ因縁トナルコトハ、男モ境トナル、女モ境縁トナ
ル。非男非女モ境縁トナル。夢幻空花モ境縁トナル。⁽²⁾

【資料九】では、現在の愚の至りのはなはだしい人の思う
ことは、女流は貪婬所対の境界であると思う気持ちを改めな
いで女流を見る。仏子としてはこのようなことがあつてはな
らない。婬欲の対象の存在となるに違いないといつて忌み嫌
うことがあるなら、一切の男子もまた、忌み嫌うべきであらう
か。染汚の因縁となる点では、男も境となるし、女も境縁と
なる。非男非女も境縁となるし、夢幻空花も境縁となるとあ
る。ここでは、男女は対等であると示していると考えられる。

【資料一〇】

又、唐国ニモ、愚癡僧アリテ、願志ヲ立スルニ云ク、「生々
世々ナガク女人ヲミルコトナカラン」。コノ願、ナニノ
法ニカヨル。世法ニヨルカ、仏法ニヨルカ、外道ノ法ニ

ヨルカ、天魔ノ法ニヨルカ。女人ナニノトガカアル、男
子ナニノ徳カアル。悪人ハ男子モ悪人ナルアリ、善人は
女人モ善人ナルアリ。聞法ヲネガヒ出離ヲモトムルコト、
カナラズ男子女人ニヨラズ。モシ未断惑ノトキハ、男子
女人オナジク未断惑ナリ。断惑証理ノトキハ、男子女人、
簡別サラニアラズ。又ナガク女人ヲミジト願セバ、衆生
無辺誓願度ノトキモ、女人ヲバステベキカ。捨テバ菩薩
ニアラズ、仏慈悲ト云ハンヤ。⁽³⁾

【資料一〇】は、唐国にも愚かな僧がいて、発願の志を立
てる際に、「生々世々永久に女人に会うことがないように」と。
この願いは、何の法によっているのか仏法に依るのか、外道
の法によるのか、天魔の法によるのか。女人にどんな過失が
あるのか、男子にどんな徳があるのか。悪人は男子も悪人だ
ある人がいる。善人は女人も善人である人がいる。聞法を願
い、出離を求めることは、必ずしも男子か女子かにはよらな
い。もし未断惑の時は、男子も女人も同じく未断惑である。
断惑証理のときは、男子も女子も簡別することは全くない。ま
た、永久に女人に会うまいと願を立てるならば、「衆生無辺
誓願度」と唱えるときも、女人を捨てるべきか。捨てるなら
ば、菩薩ではなく、仏の慈悲と言おうか、仏の慈悲とは言え
ないところある。男女に差はないと言ふことを示し、そのような
行動を戒めていると考えられる。

【資料一】

又、日本国ニヒトツノワライゴトアリ。イハユル或ハ結界ノ地ト称ジ、アルイハ大乘ノ道場ト称ジテ、比丘尼・女人等ヲ来入セシメズ。邪風ヒサシクツタワレテ、人ワキマフルコトナシ。稽古ノ人アラタメズ、博達ノ士モカシガフルコトナシ。或ハ権者ノ所為ト称ジ、アルイハ古先ノ遺風ト号シテ、更ニ論ズルコトナキ、笑ハバ人ノ腸毛断ジヌベシ。⁽²⁵⁾

【資料一】では、日本に一つの笑いごとがある。いわゆる、結界の地と称し、あるいは大乘の道場と称して、比丘尼や女人を入らせない邪風が長く伝えられ、人は正しく判断することがない。稽古の人も改めないし、博達の人も思んばか遺風と号して、一向に議論することもないので、おかしくて笑えば人の腸もちぎれてしまふに違いないとある。当時の日本社会では一般的に受け入れられていた結果という考え方に對し、道元は、笑いごとのようなものであるとして、誰も改めようとしなない日本の社会に、一つの提言を示したとも言える。このことは、道元が結界を否定的に見ていたこと、全ての点で男女が平等に接することができることを望んだとも言える。ただし、道元がどのように行動したかについてははっきりしない。

このように、道元が「礼拝得髓」を著わしたことにより、当時の女性には新たな希望が目覚めたのではないかと考えることもできよう。『正法眼蔵』に示された文言をいくつか示したが、これらの文言の中には、男女平等というジェンダーの問題を考える教材として、利用できるものもあるのではないかと考える。現在の社会科・道徳の授業において、歴史的な側面から女性の地位向上を考える教材としてよく取上げられるのは、大正期以降活躍した平塚らいてふの残した言葉と活動を教材として取上げたものであろう。しかし、『正法眼蔵』の「礼拝得髓」を用いて、日本社会に大きな影響を与えた仏教思想という点から、男女平等について考えることもできるのではないだろうか。

まとめにかえて

中学校で「特別の教科 道徳」が教科化され、教科書に基づいての授業が始まって、今年で二年となる。来年度に向けての、教科書の採択も行われている。このような時期ではあるが、現在使っている教科書について、問題点を洗い出しておきたい。現在の道徳の教科書に、「ジェンダー」に主題をおいた教材は少ない。しかし、「平等・公正」について考える教材はあるから、「平等」という考えの一つとして、「男女

平等」の考えがあげられよう。これまで、女性の地位向上の教材となってきたものの代表として、平塚らいてふがあげられる。平塚の「原始、女性は太陽であった」から始まる文言とその活動から、「ジェンダー」の問題を考えるものであった。平塚らいてふの言葉にも具体性は感じられるが、道元の示した言葉の中には、当時の社会とその背景にあった思想について具体的に示されており、道元の残した言葉を理解し、一つの例として解り易く生徒に示すことにより、日本の社会においてどのような形で女性に対する差別があったのかについて触れると共に、宗教との関わりにおいて、どのようなことがあったのかについて理解が深まるのではないかと考える。日本史や倫理・現代社会の教科書のなかで、一般的な教養として扱われて、生徒も目にする道元の『正法眼蔵』であるが、そこに記されている内容を、教員が分かりやすく簡潔に現代語に直して伝えたりすることにより、いわゆる鎌倉時代以降の女性の立場や生き方について触れることができれば、いわゆる宗教教育・宗教科教育における教育の構造を構成する、教師（教育者）・教材（媒介物・方便物）・学習者（被教育者）の三者構造が紐帯化する。活性化する。その一角を構成する方便物・媒介物としての教材は、subject-matter(学習主体としてのつびきならぬ親に切実な事項)として、動機づけてくる。宗教科と道徳の授業とが連携しながら、「宗教に関する一

『特別の教科 道徳』におけるジェンダーの問題について(永井)

般的な教養」という点から、新たな教材(subject-matter)の可能性が見いだせればと考える。

〈キーワード〉ジェンダー、特別の教科 道徳、学習指導要領、学習指導要領解説、『正法眼蔵』、『礼拝得随』

註

(1) 内閣府男女共同参画局ホームページ参照。

二〇一〇版参照先：<http://www.gender.go.jp/public/kyodosanka>

[ku/2019/202003/202003_07.html](http://www.gender.go.jp/public/kyodosanka)

二〇一九版参照先：<http://www.gender.go.jp/public/kyodosanka>

[ku/2018/201901/201901_04.html](http://www.gender.go.jp/public/kyodosanka)

(2) 小原克博「神のジェンダーに関する一考察―フェミニスト神学との対論を通じて―」(『宗教と社会』第四号 一九九八年六月発行)。

(3) 源 淳子「仏教の女性性否定」(『印度學佛教學研究』第三十八卷第一號 平成元年十二月発行)。

(4) 岩瀬真寿美「仏教における『平等』と『差別』―いかに仏教的パラダイムにおける女性差別を克服するか―」(名古屋大学大学院『教育論叢』第五十一号 二〇〇八年発行)。

(5) 平成二十九年告示『中学校学習指導要領』一五五頁。

(6) 平成二十九年七月告示『中学学習指導要領解説 特別の教科

『特別の教科 道徳』におけるジェンダーの問題について（永井）

一六二

道徳編』四六頁。

(7) 同右書 四六頁。

(8) 同右書 四七頁。

(9) 同右書 四七頁。

(10) 同右書 五六頁。

(11) 同右書 五七頁。

(12) 令和元年度より、「特別の教科 道徳」の授業が中学校で始まった。その際に八社から「特別の教科 道徳」の教科書が発行され、各教育委員会や学校で採択された。本年は教科書採択後二年目となるが、令和三年度から使用する教科書の採択の年にあたり、各教科書発行会社においては、これまでの教科書の検討が行われ、一部教材の差し替えなどが行われた。現在の教科書と今回の採択見本との比較検討は現在行っているところであるが、本稿においては、令和元年度より使用されている次の八社が発行した「特別の教科 道徳」の教科書をもとに検討し別表に示した。教科書発行会社は、光村図書、廣済会あかつき、教育出版、東京書籍、日本文教出版、学校図書、学研、日本教科書である。

(13) 植木雅俊『差別の超克』—講談社学術文庫・講談社 二〇一八年発行）には、これまでの仏教をめぐるジェンダーの問題、特に女性差別についてまとめている。本節では、『差別の超克』に記載されている内容を参考にした。

(14) 中村 元訳『尼僧の告白 テーリーガーター』（岩波文庫 岩

波書店 一九八二年発行）。

(15) 水野弥穂子校注『正法眼蔵（一）』『辨道話』三七頁（岩波文庫 岩波書店 二〇一四年第三一刷発行）。

(16) 水野弥穂子校注『正法眼蔵（二）』『礼拝得随』一五九頁（岩波文庫 岩波書店 二〇一三年第三二刷発行）。

(17) 同右書 一六〇頁。

(18) 同右書 一六二頁。

(19) 同右書 一六四頁。

(20) 同右書 一六五頁。

(21) 同右書 一六七頁。

(22) 同右書 一六九頁。

(23) 同右書 一七三頁。

(24) 同右書 一七四頁。

(25) 同右書 一七七頁。

※本稿作成にあたっては、お忙しいにもかかわらず、駒澤大 学仏教経済研究所研究員である小山一乘先生に、ご指導・ご助言をいただきました。ここに改めて、御礼を申し上げます。

別表二「特別の教科 道徳」の教科書とジェンダーと関わる内容一覧

光村図書		出版社
3年	2年	学年
社会参画 公共の精神	公正、公平、 社会正義	項目
社会参画 公共の精神	公正、公平、 社会正義	相互理解・寛容 思いやり
コラム社会参画	ほくらの物語、あなたの物 語	言葉の向こうに 父の言葉
16歳、女性は親の同意があれば結婚することができる。18歳、男性も親の同意があれば結婚することができる。女性の結婚できる年齢を男性同様、18歳に引き上げる議論もなされている。	「ほくは男の子だから、君より優れている」「あたしは、女だから、あんたよりましよ」	「女の子が多い。女どうしでは選手の話題が盛り上がりがない。(サッカーファンの女子生徒が主人公) 赤い松葉杖をついた女の子がきた。ペンキでも塗ってあるのか。 「僕がマフラーを編んだ」といったら、しんとしずまりかえり、一部から笑いにも似た声が聞こえてきた。 小学校では、美咲がスカートをはいた姿を一度も見たことがなかった。髪はいつも短い。そして、いつも自分のことを僕という。 「女のくせに」っていう言い方は失礼じゃない。女だとか男だとか関係なく、自分らしく堂々生きている美咲さんはすてきだと思えよ。」
101	62	82
	135	89
	62 66	183
14	186	184
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	183
	89	89
	82	82
	14	14
	186	186
	185	185
	184	184
	183	

		2年		1年		廣濟会あ かつき	
		よりよい学校生活 集団生活の充実 よりよく生きる喜び	自主・自立・自由と責任	希望と勇氣 克己と強い意志	勤労	公正・平等・社会正義	守法精神・公德心
		家族愛 家庭生活の充実	よりよい学校生活 集団生活の充実	家族愛・家庭生活の充 実、生命の尊さ	克己と強い意志	希望と勇氣 克己と強い意志	勤労
		裏庭での出来事	アイツ	夜のかだもの屋	ヨシト	ある日のバターボックス	午前一時四十分
		登場人物にテニス部の夏樹。	小さい頃から、近くの工場へ働きにいつていたお母さんの様子をヨシトはいつも見ていたからな。	母の顔を見た。まさか、という目だったが、すぐに責めるような表情に変わり、また哀しいような顔になった。：父が帰ってきて大騒動となった。まず、引っぱたかれた。：僕は怒鳴られながら、うつむいてほっぺの痛みをこらえるしかなかった。	父ががんで亡くなった年から始めた、夜中の折り込み作業と配達に行く84歳の母の苦勞しているようす。	母が新聞の仕事に携わってから二十六年たつ。寒暑、風雪に耐え、今なおやめる気配もない。一人暮らし、小食、睡眠はわずか三時間余り。：無学な母だが、その根性に脱帽する以外にない。	バラリンピック水泳で活躍する成田真由美さんが主人公。
		登場人物に合唱部の少女。	お前たち育てるためには、お母さんはどんな苦勞もいとわなかった。そして私にも、心を尽くしてくれた。	お前たち育てるためには、お母さんはどんな苦勞もいとわなかった。そして私にも、心を尽くしてくれた。	大リーグで活躍するジョイイズが主人公。	女子バレーボールチームのマネージャーが主人公。	男の子の野球を通しての経験から考える。
		祖母は、若い頃夫を病気で亡くした。その後、女手一つで四人の息子を育て上げる傍ら、児童民生委員や婦人会の係を引き受けるなど地域活動にも積極的に携わってきた。	一冊のノート	タッチアウト	113	108	55
		113	108	55	17	154	140
		128	126	118	93	68	39
		24	10				

		出版 日本文教				東京書籍										
3年		2年		1年		3年										
公正・平等・社会正義 家庭生活の充実 家族愛		公正・平等・社会正義 集団生活の充実 よりよい学校生活 友情・信頼 思いやり・感謝		自主自立・自由と責任 よりよく生きる喜び 自主自立・自由と責任 友情・信頼		安全で健康な生活 集団の中の自分の役割 友情・信頼										
卒業文集最後の二行		ヨシト		裏庭でのできごと 自分の弱さと戦え		早朝ドリブル 受けつがれる思い										
一冊のノート		ライバル		五月の風―ミカー 五月の風―ミカー		背番号15が歩んだ道 我ここに生きる										
ハイタッチがくれたもの		夜のだももの屋		車いすテニスの国枝慎吾さんが主人公。		サッカー部の黒田博樹が主人公。										
登場人物にバレエボール部の男子		登場人物に合唱部の少女		陸上部の男子の子が主人公。		サッカー部の男子の子が主人公。										
小学校低学年の頃は、ヨシトのお母さんは仕事が忙しいせいもあって、よくうちにヨシトを泊めて兄弟のように過ごしてきた。		水泳でライバルだった山本啓介と吉田康夫が主人公		裏庭でサッカーボールを使って遊ぶ男子生徒たちが主人公。		サッカー部で活動する男子の子が主人公。										
祖母は、若い頃夫を病気で亡くした。その後、女手一つで四人の息子を育て上げる傍ら、児童生委員や婦人会の係を引き受けるなど地域活動にも積極的に関わってきた。		登場人物に吹奏楽部のメンバ―ミカとカナ		野球部の男子の子が主人公。		プロ野球選手の黒田博樹が主人公。										
同級生にTさんという女の子がいた。彼女は早くお母さんをなくし、二人の弟さんの面倒を見なければならなかった。……Tさんは母親代わりと云っている。		登場人物に合奏部の少女		陸上部の男子の子が主人公。		あなた、さつきはごめんさい。私はどこまでも、あなたといっしょに行きます。										
40	32	122	118	112	102	36	32	6	148	74	36	134	44	10	171	106

『特別の教科 道徳』におけるジェンダーの問題について（永井）

2年		1年				3年				
道法精神・公德心	自主自立 自由と責任	公正・平等・社会正義	友情・信頼	希望と勇氣 克己と強い意志	道法精神・公德心	家族愛 家庭生活の充実	国際理解 国際貢献	道法精神・公德心	相互理解・寛容	向上心 個性の伸長
二通の手紙	裏庭のできごと	卒業文集最後の二行	いつも一緒	願いのボタン	キャッチボール	君が生まれた日	本とペンで世界を変えよう	二通の手紙	言葉の向こうに	新しい夏のはじまり
実は主人が今年に入って病気で倒れてから、私が働きに出るようになったのです。その間、あの子たちは、いつも私の帰りを夜遅くまで待っていることが多くなりました。弟のめんどうを見ながら待っている幼い娘の姿を想像すると……	裏庭でサッカーボールを使って遊ぶ男子生徒たちが主人公。	同級生にTさんという女の子がいた。彼女は早くお母さんをなくし、一人の弟さんの面倒を見なければならなかった。……Tさんは、母親代わりと言っている。	バレー部の真理子とみゆきが主人公。	陸上競技男子四百メートルリレーチームが主人公。	野球部の少年たちが主人公。	蓮が小さい頃から、母は仕事で忙しかった。家からとおくの会社で働いている父も帰りが遅く、ほとんど家にいない。母は毎日疲れて帰ってきて、それから家事に取りかかる。ゆつくり話をする暇もなかった。仕事に家庭にと忙しく働く母の姿を見て、蓮はさみしさを感じていた。	パキスタンでは男女がともに学べる学校がほとんどない。それどころか、女性に教育は必要ないという考えが一般的であった。	実は主人が今年に入って病気で倒れてから、私が働きに出るようになったのです。その間、あの子たちは、いつも私の帰りを夜遅くまで待っていることが多くなりました。	ヨーロッパサッカーのファンは男子が多い。女どうしでは選手の話題が盛り上がりがない。(サッカーファンの女子生徒が主人公)	登場人物に卓球部の松野亜樹と男子バスケット部の佐々木。
12	6	214	92	84	44	36	168	106	92	74

学校図書

出版
日本文教

学研	学校図書												
	1年			3年		2年							
	向上心 個性の伸長	希望と勇氣 克己と強い意志	自主・自立・自由と責任	家族愛 家庭生活の充実	相互理解寛容	公正・平等・社会正義	思いやり・感謝	節度・節制	相互理解・寛容	国を愛する態度	我が国の伝統と文化の尊重	向上心 個性の伸長	よりよい学校生活 集団生活の充実
傘の下	イチローの軌跡	西山先生へ	裏庭のできごと	一冊のノート	言葉の向こうに	自分らしい多様な生き方を共に実現させるために	夜のくだもの屋	市内マラソン大会出場	茂の悩み	国	負けを生かす技術	私の存在	吹奏楽部の女の子が主人公。
きらっと後ろでまとめられた長い髪が左右に揺れ、雨にぬれている。	プロ野球のイチローさんが主人公。	登場人物に吹奏楽部の女の子	裏庭でサッカーボールを使って遊ぶ男子生徒たちが主人公。	祖母は、若い頃夫を病気で亡くした。その後、女手一つで四人の息子を育て上げる傍ら、児童民生委員や婦人会の係を引き受けるなど地域活動にも積極的に携わってきた。	ヨーロッパサッカーのファンは男子が多い。女としては選手の話題が盛り上がらない。(サッカーファンの女子生徒が主人公)	記事を通して、セクシャルマイノリティ、LGBT、性同一障害に対する偏見や同調圧力の存在を認識し、多様性や共生について考える。	登場人物に合唱部の少女	野球部の男の子が主人公	男子バスケット部キャプテンの茂が主人公。	プロ野球で活躍した王貞治さんが主人公。	陸上競技の為末さんが主人公。		
153	138	54	46	209	6	172	142	130	96	38	32	20	

『特別の教科 道徳』におけるジェンダーの問題について(永井)

書	学研											
	1年	3年					2年					
	友情・信頼	希望と勇氣 克己と強い意志	公正・平等・社会正義	遵法精神・公德心	友情・信頼	家族愛 家庭生活の充実	郷土を愛する態度 重	郷土の伝統と文化の尊	相互理解・寛容	遵法精神・公德心	相互理解・寛容 任	相互理解・寛容 任
いつも一緒	スポーツの力	卒業文集最後の二行	二通の手紙	二人のエース	一冊のノート	ねぶたを夢見て			言葉の向こうに	キャッチボール	父との約束	蹴り続けたボール
女子バレーボール部員が主人公。	バラスポーツの陸上競技走幅跳で活躍する佐藤真海さんが主人公。	同級生にTさんという女の子がいた。彼女は早くお母さんをなくし、二人の弟さんの面倒を見なければならなかった。	いる幼い娘の姿を想像すると……	水泳の萩野公介選手と瀬戸大也選手が主人公。	実は主人が今年に入って病気で倒れてから、私が働きに出るようになったのです。その間、あの子たちは、いつも私の帰りを夜遅くまで待っていることが多くなりました。弟の面倒を見ながら待っている幼い娘の姿を想像すると……	祖母は、若い頃夫を病気で亡くした。その後、女手一つで四人の息子を育て上げる傍ら、児童民生委員や婦人会の係を引き受けるなど地域活動にも積極的に携わってきた。	ねぶた制作は男の仕事とされています。 こうして三年が過ぎました。しかし、麻子さんは、いまだに作業に加わることができませんでした。……「やはり女性には向いていないのだろうか。でも、私はやりたい。やれるはず。」	ねぶた制作は男の仕事とされています。 こうして三年が過ぎました。しかし、麻子さんは、いまだに作業に加わることができませんでした。……「やはり女性には向いていないのだろうか。でも、私はやりたい。やれるはず。」	これまでねぶた師はずっと男性だけでした。……女性初のねぶた師が誕生しました。	野球部の少年たちが主人公	プロ野球で活躍した松井秀喜さんが主人公。	プロサッカーの長谷部選手が主人公。
47	160	126	102	88	80	62	61	60	106	84	68	50

書 日本教科											
3年					2年				1年		
家庭生活の充実	家族愛	社会参画 公共の精神	思いやり・感謝	希望と勇氣 克己と強い意志	自主自立 自由と責任	遵法精神・公德心	相互理解寛容	友情・信頼	向上心 個性の伸長	公正・平等・社会正義 よりよい学校生活 集団生活の充実	
一冊のノート	ライフ・ロール	帰郷	栄冠は君に輝く	スイッチ	二通の手紙	言葉の向こうに	だから歌い続ける	昭和の大スターと平成の大スター	ワン・ステップ	永久欠番42 希望の風に	
など地域活動にも積極的に携わってきた。	祖母は、若い頃夫を病気で亡くした。その後、女手一つで四人の息子を育て上げる傍ら、児童民生委員や婦人会の係を引き受ける	本文中に、家族や一人暮らしの祖母の世話のために管理職昇進の話を断わる母の姿が描かれている。	私はK町で生まれた。父は、私が幼い頃に亡くなり、母は女手一つで私を育てた。	高校野球がテーマ。	女子卓球部員が主人公。	実は主人が今年に入って病気で倒れてから、私が働きに出るようになったのです。その間、あの子たちは、いつも私の帰りを夜遅くまで待っていることが多くなりました。	性同一障害に悩む男の子が主人公。	プロ野球で活躍した長嶋茂雄さんと松井秀喜さんが主人公。	僕が小学校四年生の時に、父を病気で亡くしてからは、母は一人で僕たち兄弟を育ててきた。母は昼間は商店街の衣料品店で働いている。仕事を終えて夕方帰宅すると夕食の支度をして一緒に食事を済ませ、片付けを終えた八時過ぎに、今度はまた駅前の居酒屋にパートに出かける。帰宅するのは深夜だ。	登壇人物に女子合唱部。文中に「部員は十六人の女子だけだった。」などがある。	大リーガーのジャッキーロビンソン選手が主人公。
111	100	46	28	8	86	74	64	58	25	136	92

『特別の教科 道徳』におけるジェンダーの問題について(永井)

※ この「別表」に示した他に、ジェンダーに関する内容が、本文以外にもいくつも見られるので示しておきたい。

① 光村図書の三年生「多くの物語、あなたの物語」の資料（六六頁）に、「Kさんの家では、必ず父親がいちばん先にお風呂に入るが……」、「両親は妹には食事後の後片付けをするように言いつけるが、兄には何も言わない。」などの質問が載っている。

② 東京書籍の二年生「今年は私の番だ」の脚注（一〇九頁）のリオパラリンピックに関して、「差別や偏見のない社会を実現するため、LGBT（多様な性的指向）を表現した選手が大勢いました。」との記載がある。

③ 学校図書の一年生「コラム・心の扉（三五頁）」には、「世の中には男性と女性がいます。また、性別とは別にさまざまな個性や特性を持つ人がいます。……」とある。

④ 日本文教出版の二年生のコラム（四七頁）に、男女共同参画社会にむけて日本国内で取り組むことの中に、「女性に関すること」、「性的指向に関すること」、「性自認に関すること」という記載がある。また、三年生の「ゴリラのまねをした彼女を好きになった」の参考に、「さまざまな性」として、体の性（生物学的性）、心の性（ジェンダーアイデンティティ・性自認）、好きになる性（性指向）、表現する性（性表現）の記載がある。